

## 活動報告

・TransFamilyNetの活動報告です。  
・適時更新しています。

MENU: [BACK](#) [TOP](#) [NEXT](#)

### 愛知県安城市の市民企画講座のご報告

2006/01/21

愛知県安城市の市民企画講座のご報告をさせていただきます。

26名と少数ではありましたが、一般向けの有料講座であったことから人権関係に興味をもった熱心な方ばかりで有意義な2.5時間でした。

アンケートをとらせて頂いたのですが、その中で特例法要件に関するものについて結果をお知らせします。殆どのかたが要件は不用だとのお応えで、しっかりお話すればご理解いただけることが判りました。議員や政府、裁判官の方々にもご理解いただきたいと思いました。

- 1 二十歳以上であること
  - 削除すべき 15
  - 18歳にする 3
  - 20歳のまま 0
  - 判らない 6
  - 未記入 2
- 2 現に婚姻をしていないこと
  - 削除すべき 23
  - 必要だ 0
  - 変更後は離婚を条件に削除 0
  - 判らない 2
  - 未記入 1
- 3 現に子がいないこと
  - 削除すべき 23
  - 必要だ 0
  - 子が20歳以上であれば可とする 0
  - 判らない 2
  - 未記入 1
- 4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
  - 削除すべき 23
  - 必要だ 2
  - 判らない 0
  - 未記入 1
- 5 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること
  - 削除すべき 19
  - 必要だ 0
  - 判らない 6
  - 未記入 1

<ご意見(一部)>

・この法律に限らず、いろいろな法律に当てはまることですが、本来その法律の当事者を助けるためにあるべき事が、逆にその当事者をしばることになっている...まさにこの特例法もその例ではないでしょうか。すべての人がよりよく生活できる社会のために、よりよい法に改正されますように私たちにもできることがあればと思います。

・法律が変わるといいですね。

・積極的に変更すべきであると思う

・人の尊厳を守るためでなく、社会的な処理ができるためにあるような本末転倒な気がします。もっともっと現実のありのままを理解した上で幸せのための道がひらけるものになっていくといいと思います。応援します!!

・偏った価値観で作られた、あまりにもナンセンスな、人権を大切にしている世の中に全く反している法律である。もっと当事者の意見を取り入れた法改正される事を望みます

・当事者の話を聞かずに法律だけ見たら妥当だと思ったかもしれない。自分のなかにある常識の怖さを感じた。

講座の内容は下記です。

\* \* 市民企画講座『人っているいる』 \* \*

人は、誰もが、人として尊重される権利をもっています。世の中にはいろいろな人がいます。性同一性障害や自閉症、発達障害など、いろいろな障害を持つ人もいます。多くの人がそれらの障害について知らないことから差別や偏見が生じています。すべての人が、人として対等に尊重されれば、誰もが、生きやすい世の中になるはずです。

この講座では、3つのテーマについて、講師の話を通して体験学習をしていきます。障害者も含めたいろいろな人について、まず「知る」ことから始めてみましょう。男性も女性も、大人も子どもも、障害を持つ人もそうでない人も、すべての人が対等であり、人として生きる権利を有するということを実感できる講座です。

<タイトル講師日時場所>

- 1「男って？女って？性同一性障害って？」森田菜々恵(家族と共に生きるGIDの会 事務局長代行)  
1月21日(土) 1:30～4:00文化センター24会議室
- 2「発達障害って？」鈴木寛(社団法人日本自閉症協会評議員、めーぶる代表)  
1月28日(土) 1:30～4:00文化センター視聴覚室
- 3「大人って？子どもって？」山下裕子(社団法人子ども情報研究センター事務局長)  
2月25日(土) 1:30～4:00文化センター24会議室

参加費:300円(全講座分)

定員:30名(中学生～大人の方)

申し込み:12月24日(土)9:00～安城市文化センターにて申し込み受付開始

主催:安城市、安城市教育委員会、特定非営利活動法人 おやこでのびっこ安城

問い合わせ先(企画・運営):特定非営利活動法人 おやこでのびっこ安城

TEL・FAX:0566-77-7085

〒446-0038 安城市末広町6-1 NTT安城ビル 安城地域サポートセンター内

講師プロフィール

森田菜々恵氏(家族と共に生きるGIDの会(TFN)事務局長代行)

愛知県在住のGID当事者。昨年より改名の上、女性として勤務。国会での公聴会・地方自治体への性別不記載等の要望などの活動の他、TFN各フォーラムや思春期問題公開学習会での講演、「性同一性障害の概要と私たちの要望」講演を行っている。その取り組みは、平成15年から各メディアでも取り上げられている。GID・・・Gender Identity Disorder(性同一性障害)

## 名古屋市立高等学校養護教諭会研修会での講演のご報告

2005/10/14

30校弱の高校より出席を得て下記の内容でお話をさせて頂きました。また、現在性同一性障害の生徒さんがいる3校の事例の報告もあり、2時間半と比較的時間を取っていただいたのですがそれでも10分オーバーしてしまいました。皆さんとても熱心で事例報告もありより具体的にかなり突っ込んだ有意義な討議ができたと思います。

事例の1つは、入学時から名前の表記や呼称の変更等を行い希望の性に対応した学校生活を行っている事例でした。学校側は初め非常に心配だったが、実際に実施してみると特に問題は起こらなかった。と仰っておいででしたが、こういった事例が出てきたことを嬉しく思うと同時に、これが普通になるようにと願ってやみません。

講演の内容については以下に記します。

記

記

1. 日時 平成17年10月14日(金) 14:00～16:30
2. 場所 名古屋市女性会館
3. 講演内容 「性同一性障害を理解する」  
第1部 性同一性障害てなに？  
第2部 特例法の問題点  
第3部 学校での当事者サポート
4. 講師 TFN 森田 菜々恵

アンケートをとらせて頂いたのですが、その中で特例法要件に関するものについて結果をお知らせします。年齢に要件以外多くのかたが削除すべきだとのお応えで世間にはしっかりお話すればご理解いただけることが判りました。議員や政府、裁判官の方々にもご理解いただきたいと思いました。

- 1 二十歳以上であること  
削除すべき 4  
18歳にする 5  
20歳のまま 3  
判らない 10  
その他 1 (見直しすべき)
- 2 現に婚姻をしていないこと

- 削除すべき 18
- 必要だ 0
- 変更後は離婚を条件に削除 0
- 判らない 5
- 未記入 0
- 3 現に子がいないこと
  - 削除すべき 15
  - 必要だ 0
  - 子が20歳以上であれば可とする 2
  - 判らない 6
  - 未記入 0
- 4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
  - 削除すべき 18
  - 必要だ 0
  - 判らない 5
  - 未記入 0
- 5 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること
  - 削除すべき 18
  - 必要だ 0
  - 判らない 5
  - 未記入 0

## 「東三河支部養護教諭会研究会研究会」での講演

2004/07/23

「愛知県高等学校保健会学校部会東三河支部養護教諭会研究会」での講演ご報告をさせていただきます。

32の高校より出席を得て下記の内容でお話をさせていただきました。皆さんとても熱心にお聞きくださいまして、質問もあり予定を20分超過してしまいました。

32校で約3万人の生徒さんとのことで、やはりGIDの問題を抱えた生徒さんもいらっしゃり、担当の先生よりさらに切実なご相談もお受けいたしました。最後に学校での性同一性障害に関する教育の願いをしてお話を終了させていただきました。

解らないことが差別に繋がっていきます。32校の学校でこれを機会に教育を実施して頂けることを、そして、その子達が大人になる数年後、世の中の理解が益々進みますように願っています。

講演の内容については以下に記します。

### 記

1. 日時 平成16年7月21日(水) 13:30～15:00
2. 場所 豊橋市教育会館(ライフポートとよはし)

3. 講演内容 「性同一性障害を理解する」

第1部 性同一性障害てなに？ 講師：TFN伊藤 里恵

1. 性同一性障害って何？
2. 性(セクシャリティー)とは？
3. 性同一性障害の原因は？
4. 性同一性障害の治療は？
5. GIDが普通に暮らせるために

第2部 特例法の問題点 講師：TFN森田 菜々恵

TNXニュースアイ平成16年7月16日

第3部 学校での当事者サポート 講師：森田 菜々恵

1. 心の性で生きていきたい
2. 親や学校の無理解で深刻化
3. カミングアウトと学校での対応
4. 将来ビジョンのサポート
5. その他ポイント

## 愛知県刈谷市における陳情書結果

2004/02/03

\* 愛知県刈谷市における陳情書結果の報告(七星未美) \*

性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会を実現することに関する意見書を政府に提出することについての陳情

性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会を実現することに関する陳情  
2項目とも採択されました。

以下に政府への意見書を記します。

#### 性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書

性同一性障害とは、心の性と体の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状態をいう。我が国では平成9年に日本精神神経学会によるガイドラインが定められてから、外科的医療の適合手術が合法的に可能となり、翌年には、正当医療行為として手術が初めて埼玉医科大学で行われた。しかし、現在適合手術が可能な医療機関は埼玉医科大学及び岡山大学医学部の2カ所にすぎず、多くの当事者が必要な医療を受けられずにいる。また、平成15年7月10日に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」においても、「現に婚姻をしていないこと」、「現に子がいないこと」等の要件により、戸籍の性別変更ができるのは一部の当事者に限られている。

戸籍の性別と社会生活上の性別が異なることにより、住民票を提出できずアルバイトでしか就労できない、家を借りることが難しい、国民の権利である選挙権さえ行使しにくいなど、日常的に普通の生活ができず、また、医療機関は限られ、保険の適用はほとんどなく、経済的にも大きな負担となっている。

平成12年12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の関連答申である「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、当事者の不自由さは変わっていないのが現状である。

よって、国におかれては、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対する社会環境の整備を早急に促進するよう下記の事項について強く要望する。

#### 記

- 1 性同一性障害の治療に対する健康保険の適用及び診断、治療が可能な医療機関の拡充を図ること。
- 2 求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止及び職場での支援を行うこと。
- 3 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除を行うこと。
- 4 性同一性障害を含むセクシャル・マイノリティに関する教育の充実と教育現場での理解及び若年層の当事者に対する支援を行うこと。
- 5 教育、医療関係従事者、公務員など性同一性障害にかかわる人々の研修と育成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月16日

刈谷市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

### \*フォーラム 二宮教授のご講演レジュメ\*

2003/12/17

TFN設立記念フォーラム2nd「特例法と医療」にて立命館大学教授 二宮 周平 先生ご講演頂きました。その後、多くの方からは是非その内容をHPで公開してほしいとのご要望を頂きました。ご本人のご了解の上レジュメを掲載いたします。

なお、転載等のご要望があれば、contact@tfn.cc までお問い合わせください。無断で転載・複製・改変等することは固くお断りいたします。

特例法（「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」法律第111号）の意義と問題点  
立命館大学法学部教授 二宮周平

#### 1 特例法の内容と立法者の説明

##### 1) 定義

「性同一性障害者」～生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれと別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう(2条)。

立法者の説明(小野寺理「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」ジュリスト1252号67頁)～医師の客観的かつ適確な診断が行われることを確保し、かつ、それが審判の前提になることによって家庭裁判所において性同一性障害であることの認定が適正かつ迅速に行われることをねらいとする。

##### 2) 性別の取扱いの変更の審判

##### (1) 要件(3条1項)

20歳以上であること。

立法者～民法上、人の自然的な精神能力が十分に備わる年齢は20歳以上。性別はその人の人格にかかわる重大な事柄であり、その変更は不可逆的だから、慎重に判断させる必要がある。日本精神神経

学会のガイドラインでも第3段階の治療への移行は20歳以上であることが求められている(67頁)。

現に婚姻をしていないこと。

立法者～婚姻している性同一性障害者について性別の取扱いの変更を認めると、同性婚の状態が生じてしまうため。なお過去に婚姻をしていた者も、離婚等により婚姻が解消されていれば、審判を請求できる。審判を受けた者が、変更後の性別で婚姻することも可能。ここでいう「婚姻」には事実婚は該当しない(68頁)。

現に子がいないこと。

立法者～親子関係などの家族秩序に混乱を生じさせ、あるいは子の福祉に影響を及ぼすことになりかねないことを懸念する議論に配慮した。「女である父」「男である母」が生じることになると、これまで当然の前提とされていた「父＝男」「母＝女」という図式が崩れる。これが許容されるかどうかが問題。子に心理的な混乱や不安などをもたらしたり、親子関係に影響を及ぼしたりしかねない。なお過去に子があったとしても、請求時に子がいなければ、審判を受けることができる。審判を受けた者が後に養子縁組により子を持つことも可能(68頁)。

生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

立法者～性別の取扱いの変更を認める以上、元の性別の生殖能力等が残っていることは妥当ではないと判断された(68頁)。

その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

立法者～他の性別に係る外性器に近似するものがあるなどの外観がなければ、社会生活上混乱を生じる可能性があることなどを考慮。なお「近似する外観」とは、その身体につき他の性別に係る身体の性器に係る部分に近い外観を有していることでも足りるものと考えている(68頁)。

(2) 医師の診断書を提出(3条2項)

性同一性障害者の診断の結果並びに治療の経過及び厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない

立法者～家庭裁判所において、性同一性障害の診断の結果や治療の経過・結果等についての認定が適正かつ迅速に行われることを担保するため(68頁)。

(3) 審判の効果

性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなす(4条1項)。

立法者～これにより、変更後の性別で婚姻や養子縁組などが可能となる(69頁)。

審判の効果は、法律に別段の定めがある場合を除き、審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではない(4条2項)。

立法者～審判の効果には原則として遡及効がないということ。

(4) 家事審判法の適用

性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法の適用に関しては、同法9条1項甲類に掲げる事項とみなす(5条)。

立法者～家事審判として家庭裁判所が家事審判法などの規定に基づいて行う(69頁)。

(5) その他

国外の医療機関で性別適合手術を受けた者や本法の施行前に性別適合手術を受けた者であっても、我が国の医師2人以上の診断が一致していれば、その診断の結果、治療の経過及び結果等が記載された医師の診断書を提出することにより、審判を請求することは可能であると考えている(69頁)。

3) 性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍

戸籍の続柄の記載が変更されることになる。また、その場合において、審判を受けた者の戸籍に同籍者が在るときまたは同籍者が在ったときは、審判を受けた者について新戸籍を編製する(附則4条、戸籍法20条の4)。(69頁)

4) 検討

立法過程において、性別の取扱いの変更の審判を請求することができる性同一性障害者の範囲などについて、各方面からさまざまな意見が出されたことから、本法では、審判の請求をすることのできる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度について、本法の施行後3年を目途として、本法の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して、検討を行うとともに、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる(附則2項)。(69頁)

## 2 意義

(1)これまで家庭裁判所で否定され続けていた性別表記の訂正(変更)が、一定の範囲で認められたこと。

(2)「性同一性障害」という用語が社会的に浸透し、当事者の抱える問題への部分的な理解がある程度進んだこと。

## 3 問題点

(1)に対応して、要件からはずれる人の性別変更が認められないこと。

20歳以上 思春期の葛藤への対応

現に婚姻をしていないこと 離婚を強制する結果になる

現に子がいないこと 比較法的に見ても例がない

性別適合手術を受けていること 高齢・疾病などで手術を受けられない人もいる

(2)に対応して、立法目的の曖昧さから、医療を受けるための「障害」概念が、GID = 障害者 = 気の毒な人というレッテルにならないか。性別取扱いの変更は、セクシュアリティに関する自己決定権、性的人格権の問題として捉えなおす必要があるのではないか。

## 4 性的自己決定権

性的自己決定権～性に関することは、人間の人格に不可欠のことであり、本人の自己決定を第一に尊重するという権利。誰と、いつ、どのような性的関係を持つか(この中には同性を相手とすることも含められる)、避妊するか、妊娠するか、出産するか、中絶するか、ISがどの性を選択するか、TS、TGが性

別適合医療、さらには適合手術まで受けるか、TGが手術を受けないまま、性別取扱いの変更を選択するかなどについて、本人の自己決定に委ねられることを、権利として保障すること。

根拠としての憲法13条(個人の尊厳、幸福追求権)

法律上の性別の表記は、本人がどの性として生きるかというアイデンティティに関わっており、性と人格が切り離せないことから考えると、性別表記自体が、その人の人格と不可分のもの 性的自己決定権の範疇に入る。

## 5 要件の再検討

### (1) 現に婚姻をしている人も変更を認めるべきこと

特例法の附則として、「現に婚姻をしている者が性別適合手術を受け、性別取扱いの変更を許可する審判を得た場合には、その者の婚姻は、有効なものとする」といった趣旨の規定を設ける。12)(3) 過去の権利義務関係に影響を及ぼさないのだから、すでに存在する婚姻にも影響はないと考える。

結果としての同性婚の受容 性的指向としての同性愛カップルには婚姻が保障されないという差別が生じるが...

### (2) 現に子がいる人にも変更を認めるべきこと

ア 立法理由への疑問 子がまず向き合う事実は、親が性別適合手術を受けたり、その前段階での治療で、男性から女性に、あるいは女性から男性に服装、言動、姿勢も含めた外観が変わっていること。戸籍の取扱いが変わることによってではない。戸籍の取扱いの変更は、外観上変更されている性別に戸籍上の記載を合わせるだけであり、外観上の変化にすでに直面している子にとっては何の影響もない。立法理由によれば、子のいるGIDの人は、子が混乱しないように治療すら受けてはならないということになりかねない。

実例としても、性別変更した親を親として慕うケースがある。性別変更した親が、性的アイデンティティを得て、楽しく生き生きと暮らしていることが、子どもを励まし、適切な養育環境を保障することにつながるのではないか。もし子が親の性別変更を受け入れられず、苦しむとすれば、それは、TSに対する社会的偏見があるからであり、戸籍の性別取扱いの変更を認めないことによって解決するものではない。

イ 解釈上の問題点 例えば、未認知の婚外子Bのいる男性Aが、性別を男性から女性に変更した後で、AがBを認知(もしくは認知の訴え)すると、認知には遡及効があるので、性別変更の請求時点でAに子がいたことになる 結果的に子のいる者について、性別変更を認めることになる。

またFTMとMTFの間で不平等が生じる。法律上の母子関係は分娩の事実によって生じるから、婚内子、婚外子にかかわらず、さらには望まない妊娠の場合も含めて、分娩した経験のあるFTMの人は、常に子がいることになり、その子が死亡しない限り、性別取扱いの変更は認められない。MTFの場合は、婚内子および認知をした婚外子がいれば、法律上の親子関係が成立しているから、子がいることになり、性別取扱いの変更は認められないが、婚外子を認知していなければ、子がいないことになって、変更が認められる。本人の性別取扱いの変更の希望と関係のない過去の事情、しかも現時点では本人によっていかんともしがたい事情によって、可否が左右されるのは、不合理な差別であり、憲法14条に違反するおそれすらある。

ウ 現に子のいないことを要件としない場合の法的な効果 変更の審判前に生じた身分関係および権利義務に影響を及ぼさない 子にとっては、性別変更しても、父は父、母は母。法律上の親子関係は変わらない。親権・監護権、扶養、相続権など保障することができる。そして子の親権者ないし監護者の指定や変更、さらには離婚後の面会交流などに際しては、性別取扱い変更の審判を受けたことは、評価の対象とせず、もっぱら子の意思と、親子として適切な関係を構築できるかを基本に判断すべき。

## 6 おわりに～家族観・家族像の変容の中で

社会状況の変化～経済成長、女性の自立、多元化、多様化 標準的な家族モデルの消失、家族機能の人格化、個人の尊厳の重視、ライフスタイルに中立的な制度構築(個人単位化) 家族に関する法は、人々が選択した事実上のさまざまな家族状態に配慮し、個人の生き方を尊重する枠組みを提供するものへ。

家族は多様な人間関係の一つ 他の人間関係と同様、相手を尊重し、対話を通じて良好な関係を作り出していくもの 婚姻の意義は、パートナーとの人格的結びつきの安定化、親子の絆の意義も、親が子を教育監護し、知恵と情報を子に伝えること 婚姻は男女である必然性はなく、父=男、母=女である必然性もない。パートナー、親子の相互的な関係性が適切に形成されることで足りる。

「現に子がいないこと」「現に婚姻をしていないこと」という要件 性的自己決定権の侵害、家族に関する法や政策の動向を無視 削除すべき すべてのGIDの人の尊厳を回復すべき。性的少数者の存在も含めて社会の多様性を肯定し、共存共栄を図るべき。

[参考]二宮周平「家族法と戸籍を考える 戸籍の性別記載の訂正は可能か(1)～(3)」戸籍時報555、558、591号(2003年)

二宮 周平(にのみや しゅうへい): 立命館大学法学部教授、法学博士、専攻は家族法。主な著書に「家族法」(新世社)、「事実婚」(一粒社)など、その他「戸籍時報」5、8、10月号にGIDの性別記載について連載。

## フォーラム2nd パネルディスカッション当事者の子のことは

2003/12/15

\* パネルディスカッション当事者の子のことは \*

TFN設立記念フォーラム2nd「特例法と医療」のパネルディスカッションにおいて、当事者の子にパネラーとして参加頂き、ご意見を頂きました。その後、多くの方からは是非その内容をHPで公開してほしいとのご要望を頂きました。ご本人のご了解の上掲載いたします。

なお、転載等のご要望があれば、contact@tfn.cc までお問い合わせください。無断で転載・複製・改変等することは固くお断りいたします。

私は自分の親が友達の親と違うことに関しては特に何も感じていません。なぜなら、人間はみな違うものだと思っているからです。確かに、父親が性同一性障害だと知った時は多少困惑しましたが、割とすんなり受け入れることができました。というのは、私は打ち明けられる前から父の様子が変わったことに気づいていたので、話を聞いたときは、驚くというよりはむしろ納得するといった感じだったのです。当初、家族の中には理解できない人もいました。しかし、私は話し合いをしていけば、今までのように家族みんなが楽しく生活していくことができると思いました。そして、実際その通りになったのです。性別が変わっても、基本的な考え方とか人間が変わるわけではありません。私は今ではこんな親もいていいのではと思っています。その気持ちはきっと家族も同じだと思います。

ですから、今回の法律に子無し・非婚要件がはいったことはとても残念に思っています。もちろん、本人が一番つらいと思いますが、それをみている私たち家族も悲しい気持ちで一杯なのです。法律で認められた方が私も親のことを説明しやすいですし、実態に適合していると思います。

子供がいる人は性別変更できないというのは不条理ですし人権侵害に当たるのではとさえ思っています。確かに、性同一性障害の当事者が子供を持つということは世間一般論に照らしてみると理解しがたいことだと思います。しかし、それは当事者が社会と別姓への強いこだわりとのジレンマの中で努力を重ね生き抜いてきた結果であると思うので分かって頂きたいと思います。世の中には偏見に満ちた人がたくさんいますから、私のような当事者の子供はそういった人たちに色眼鏡を掛けて見られるかもしれません。でも、子供はそれから守られることを求めてはいません。そんなのは気にする必要はないと思います。無視しておけばよいのです。それよりも、自分の親が自分らしく生きてくれることを子供は願っているのです。ですから、私にとって私がいるせいで親が性別変更できないというのはまさに苦痛でしかないのです。

同様に、私は非婚要件についても理解することができません。人間である以上、温かい家庭を持ちたいと思うことは極自然のことですし、当然の権利だと言えます。その当然の権利を行使しただけなのに、性別変更ができなくなるというのはおかしい話だと思います。さらに当事者の方たちは結婚時には自分が性同一性障害だと気付いていないケースがほとんどです。そういった事情を法が考慮しないというのはさみしい限りです。だからといって、離婚するというのもベストな解決策だとは思いません。なぜならば、当事者の中にはパートナーの理解を得ていて離婚する理由がない、それどころか、離婚することによって今までのような生活が送れなくなるという大きな不利益を被る方もいるからです。私の親もその一例だと思います。そして私自身も両親には離婚してほしいと思っています。

繰り返しになってしまいますが、私は自分の親を普通の親だと思っています。性同一性障害だからといって、彼女のやってきたことや性格が変わるわけではないのです。私は以前から両親を尊敬していますが、その気持ちに変わりはありません。今まで育ててくれたことに対する感謝の気持ちがあるので、これからも協力できることはしていきたいと思っています。

プロフィール: 21才、大学生。民主党「次の内閣 第7回市民・子ども部門会議 / 人権政策会議」にて、特例法の「子なし要件」に対して当事者の子供の立場で削除を求めた。NHKジャーナル平成15年7月24日に出演し、当事者の子からみて「子なし要件」が子の福祉ならないどころか、自分にとっても不利益と指摘。

## 愛知県安城市性別不記載陳情実施状況

2003/11/24

### \* 愛知県安城市性別不記載陳情実施状況 \*

平成15年6月30日に採決された、愛知県安城市性別不記載陳情の実施状況のお知らせを頂きましたのでご報告すると共に、ご協力、ご理解くださった方々に深く感謝申し上げます。 森田菜々恵

議決会議:平成15年第2回定例会 番号:陳情第1号

件名:性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会を実現することに関する陳情

処理の経過及び結果:

#### 1 陳情事項1について

庁内全課に対し、性別欄を有する申請書等の有無を調査しました。併せて、「あり」と回答のあったものについては、廃止の可否を調査しました。その結果は、次のとおりです。

- (1)性別欄のある様式(平成15年6月30日現在)  
227様式

## (2) 性別欄の廃止の可否に係る状況

## ア 可

112様式(49.3パーセント)

このうちの印鑑登録証明書については、「安城市印鑑の登録及び証明に関する条例」の一部改正案を12月定例市議会に上出し、性別欄を廃止することとしました。

## イ 不可(法令に規定されている等の理由により)

115様式(50.7パーセント)

なお、10月3日に開催された部課長会議において、上記の調査結果とともに、可能なものについては速やかに廃止する旨を各部課長に対し通知しました。

## 2 陳情事項2について

不在者投票を行う際に提出する「宣誓書・請求書」及び投票所において提出する「入場券」について、性別欄を廃止しました。

## 3 陳情事項3について

(1) 市職員に対しては、7月2日に開催された部課長会議において、次の事項を記載した文書を各部課長に配布し、対応を要請するとともに、同文書を庁内フォーラムに掲載し、全職員に対し周知しました。

ア 法制度上可能なものについて性別欄を廃止すること。

イ 市職員への理解を促進し、適切な窓口対応に努めること。

(2) 教育関係者に対しては、7月9日に開催された定例校長会において、各小中学校長に対し周知しました。

(3) 医療従事者に対しては、陳情の内容への理解及び今後の医療活動への配慮を依頼する文書を、7月25日に安城市歯科医師会会長へ、同月28日に安城市医師会会長へそれぞれ送付し、周知を依頼しました。

## 4 今後の対応について

法改正等で性別欄の廃止が可能になった場合は、速やかにこれを廃止することとし、廃止できないものについては、その理由について各課で説明できるよう職員に周知することとします。また、男女共同参画に関する研修を通して、職員の理解を一層促進していきたいと思えます。

## 愛知県議会にてGID環境整備の質問

2003/09/26

愛知県議会 平成15年度9月定例議会一般質問の報告

伊藤 里恵

愛知県議 かしわぐま光代議員の協力により、県規模自治体としては2番目のものとなる一般質問が、9月26日(金)に行われました。多くの方々の支援をしていただいた方々への感謝と今後の活動への協力をお願いいたたく報告いたします。

## &lt; 一般質問骨子 &gt;

## ・目的

性同一性障害を抱える人が普通に暮らせる社会環境の整備

## ・質問項目

1) 愛知県における申請書類等において性別記載の必要な書類の数の確認と可能な限り性別記載の削除検討のお願い。

2) 人権保護の視点で県行政全体で理解を深めることが求められてる。

県職員への研修にこの問題を加えてはどうか。

3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、教育現場での現状と今後の対応。

4) 医療機関での対応状況と今後について。

5) 雇用時での差別をなくすための県行政の対応状況と今後の対応。

## &lt; 答弁 &gt;

## ・健康福祉部理事

現在までに性同一性障害の方が受診された実績はないが、人権保護の観点から本人の申し出により、本人の要望に則した対応する。病院職員に接遇に対する人権啓発の研修を実施していく。

## ・県民生活部長

「人権啓発に関する行動計画」に基づき、性同一性障害者などの少数者を尊重し、意見に十分な配慮をし、地域・職場等あらゆる場で人権啓発を推進していく。

## ・総務部長

手続き申請数は3000件を越え、性別記載を求めている数は約130件。国の法令によるものを除き、性同一性障害者の人権保護の視点から性別記載欄を削除することが妥当、所管部署と調整していく。

## ・総務部理事

県職員への研修に、性同一性障害者の問題をはじめとして、時代の要請にあった職員研修を充実して



いく所存。

・産業労働部

性同一性障害などの問題により不当な解雇、いわれ無き差別があってはならない。労使関係者に対して法の遵守、

資料の配布、労働相談などのあらゆる場で啓発に努めていく。

・教育長

社会のあらゆる差別、偏見をなくすための人権教育をしている。今後もさらに人権教育をすすめていく。

<最後に>

今回の愛知県議会での一般質問に対して、愛知県は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定を受けて、既に「人権啓発に関する行動計画」を決めていたため、県側の対応は好意的で十分なものでした。

一般質問後に、かしわぐま議員から

「今までの県の対応とは違い、好意的であり問題を十分に認識していて、よかったね。そして、ありがとう。」の言葉をいただき、今後も、多くの人権問題に取り組み協力を惜しまないことを約束されました。胸が熱くなり、議員への感謝の言葉がうまく言えませんでした。

なお、下記にて録画を観る事ができます。

愛知県議会本会議中継

<http://www.pref.aichi.jp/gikai/tyukei/index.html>

<新聞報道>

平成15年9月27日(土) 中日新聞朝刊

申請書の一部性別欄を削除 - 愛知県、GID配慮 -

愛知県は二十六日の県議会一般質問で、生まれながら自分の性に違和感を持つ性同一性障害(GID)の人に配慮するため、県の各種書や証明書の一部から性別欄を削除する意向を明らかにした。

県が使用している書類は約三千種類あり、このうち、旅券の新規発給など約百三十種で性別の記載を求めている。国の様式に従っている場合が多く、県独自で決定でき、削除しても事務処理に影響が出ない三十 - 四十種が対象となりそう。

## 愛知県安城市議会政府への意見書提出決議

2003/09/25

本日(9/25)安城市議会にて以下の意見書を政府に提出する事が決議されました。(森田菜々恵)

-----  
性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書

性同一性障害とは、心の性と体の性が一致せず、その食い違いに苦しむ状態をいう。我が国では平成9年に日本精神神経学会によるガイドラインが定められてから、外科的医療の適合手術が合法的に可能となり、翌年には、正当医療行為として手術が初めて埼玉医科大学で行われた。しかるに、現在適合手術が可能な医療機関は埼玉医科大学と岡山大学医学部の2か所に過ぎず、多くの当事者が必要な医療を受けられずにいる。平成15年7月10日に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」も「現に婚姻をしていないこと」と「現に子がいないこと」等の要件により、戸籍の性別変更が出来るのは一部の当事者に限られている。

戸籍の性別と社会生活上の性別が異なることにより、住民票を提出できずアルバイトでしか就労できない、家を借りることが難しい、国民の権利である選挙権さえ行使しにくいなど、日常的な普通の生活ができず、また、医療機関は限られ、保険適用ほとんどなく、経済的にも大きな負担となっている。

平成12年12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し、人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、当事者の不自由さは変わっていないのが現状である。

よって、国におかれては、戸籍と異なる性で生活する性同一性障害の当事者に対する社会環境の整備を早急に促進するため、次の事項について強く要望する。

記

1. 性同一性障害の治療に対する健康保険の適用及び診断、治療が可能な医療機関の拡充を図ること。
2. 求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止および職場での支援を行うこと。
3. 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除を行うこと。
4. 性同一性障害を含むセクシャルマイノリティに関する教育の充実と教育現場での理解、及び若年層当事者に対する支援を行うこと。
5. 教育、医療関係従事者、公務員など、性同一性障害に関わる人々への研修と育成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月25日  
安城市議会

(宛先)  
内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 総務大臣 衆議院議長 参議院議長

## 愛知県一宮市議会にて陳情可決

2003/09/10

愛知県一宮市に陳情していました 申請書・証明書等の見直しについて9月1日より性別欄のある申請書等260件の内48件が削除されました。残念ながら、印鑑証明書や選挙における性別によらない本人確認方式の再考は実現できませんでした。再度請願書を出し、あくまでも削除を求めていくつもりです。国への意見書は出していただけました。  
下記に一宮市からの通知を全文載せます。  
(報告者: 山田恵子)

-----  
0000 様  
一宮市議発第160号  
平成15年9月2日  
一宮市議会  
議長 梶田信三

### 陳情の結果について(通知)

あなたの提出されました下記陳情につきましては、総務文教委員会、厚生委員会、経済環境委員会において審査いたしました結果、趣旨を妥当と認め、別紙文書表の要旨1については、当局に善処方要望することと、要旨2の(1を除く部分については、関係機関に別紙の意見書を提出することと決定しました。

また、要旨2(1)については、去る7月10日に衆議院本会議で「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が可決、成立いたしましたので、みなし採択に準ずる扱いとすることと決定しましたので、あわせてお知らせいたします。

### 記

性同一性障害をかかえる人々が、普通にらせる社会を実現することを求める陳情

### 陳情文書表

1 受理番号 第1号

(件名)性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会を実現することを求める件

2 受理年月日

3 提出者住所氏名

平成15年5月9日

一宮市000-0-0

4 要旨 1 以下につき実現されたい。

- (1)印鑑証明など、性別欄の存在する証明書や申請書などからの不必要な性別欄の撤廃。
- (2)選挙における性別によらない本人確認方式の再考。
- (3)市職員などの公務員、教育関係者、医療従事者などへの研修と理解の催進。
- (4)学校における教育の一環としての取り上げと、理解の催進。 J

2 下記に関する意見書を国に対し提出されたい。

(1)戸籍の性別訂正を可能にする法律の制定。

(2)性同一性障害の治療に対する健康保険の適用及び診断、治療が可能な医療機関の拡充。

(3)求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止及び職場での支援。

(4)公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除。

(5)住民基本台帳ネットワークからの性別欄の廃止と、性同一性障害を理由とした変更履歴の削除。

(6)性同一性障害を含むセクシャルマイノリティーに関する教育の充実と教育現場での理解及び若年層患者に対する支援。

(7)教育、医療関係従事者、公務員など、性同一性障害にかかわる人々への研修と育成。

5 付託委員会 1(1)(2)(3)(関係分)(4)

2(4)(6)(関係分)

(7)(関係分)総務文教委員会

1(3)(関係分) 2(1)(2)(3)(関係分)

(5)(6)(関係分)(7)厚生委員会

2(3)(関係分)経済靖境委員会

#### 性同一性障害を抱える人々が普通に暮らせる社会持境の整備を求める意見書

性同一性障害とは、心の性と体の性が一致しないために、そのギャップに苦しむ状態をいう。そのため、医学的、心理的、社会的及び経済的なさまざまな問題を抱えている。

こうした中、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年12月に制定され、関連の答申「人権救済の在り方について」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」では、性同一性障害を有する者の差別を解消し

人権の擁護に資することをうたっているにもかかわらず、当事者の不自由さは何ら変わっていないのが現状である。

よって、国におかれては、戸待と異なる性で生活する性同一性障害を抱える人々のために、下記事項について早急に実現されるよう強く要望する。

#### 記

1 性同一性障害の治療に対する健康保険の適用及び診断、

治療が可能な医療機関の拡充。

2 求職時の性別記載の撤廃と不当解雇、職場差別などの禁止及び職場での支援。

3 公文書の性別記載の再考と可能な限りの削除。

4 住民基本台帳ネットワークからの性別欄の廃止と、性同一障害を理由とした変更履歴の削除。

5 性同一性障害を含むセクシャルマイノリティーに関する教育の充実と教育現場での理解及び若年層患者に対する支援。

6 教育、医療関係従事者、公務員など性同一性障害にかかわる人々への研修と育成。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月2日

一宮市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛

法務大臣

厚生労働大臣

New ▼

Admin

- Topics Board -